



みくには
ハートに愛

みくに便り

10月10日木曜日、令和最初のセミナーを開催します。
テーマは働き方改革関連の「時間外労働の上限規制」と「同一労働同一賃金」になります。是非ご参加下さい。

2019年8月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」～ハラスメント相談が最多に

◆総合労働相談件数は11年連続で100万件超え

厚生労働省が「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しています。「個別労働紛争解決制度」には、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法がありますが、総合労働相談件数、助言・指導申出の件数、あっせん申請の件数いずれも前年度より増加しており、総合労働相談件数は11年連続で100万件を超えています（うち民事上の個別労働紛争相談件数は26万6,535件）。

◆「いじめ・嫌がらせ」が過去最高

相談内容としては、民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数のすべてにおいて、「いじめ・嫌がらせ」が過去最高となっており、それぞれ以下の通りになっています。

・民事上の個別労働紛争の相談件数 82,797件（前年度比14.9%増）

・助言・指導の申出 2,599件（同15.6%増）

・あっせんの申請 1,808件（同18.2%増）

なお、民事上の個別労働紛争相談件数においては、「いじめ・嫌がらせ」に次いで「自己都合退職」が41,258件となっており、近年増加傾向にあります。

◆ハラスメント規制の動き

ハラスメント相談は年々増加していることから、対策が急務とされてきました。本年5月には

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されて、職場のパワーハラスメントに関する規定が設けられ、企業への防止対策の義務付けが盛り込まれました。ハラスメント問題については、6月に国際労働機関（ILO）の総会で、職場でのハラスメントを全面的に禁止する条約が採択され注目されています。日本政府は批准には慎重な見方を示していますが、国内でも、本改正では盛り込まれていないハラスメント行為自体を禁止する規定の必要性などを訴える声もあるようです。

今後もハラスメント規制に関する動きを注視しつつ、企業としても対応を検討したいところです。

8月の税務と労務の手続

提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
〔労働基準監督署〕

31日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
 - 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
 - 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- ※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。